

---

【自由論題：武力紛争法の履行確保】

# 米国防総省の武力紛争法遵守制度

## —全省的な法解釈調整枠組の重要性—

航空研究センター防衛戦略研究室  
2等空佐 鳥居 真由子

---

### はじめに

2020年11月19日、オーストラリア国防軍は、アフガニスタンにおいて特殊部隊が行ったとされる戦争犯罪の調査報告書を公開した<sup>1</sup>。同報告書は、軍隊自ら戦争犯罪の疑いを徹底的に調査する必要を訴えている。自国軍隊の戦争犯罪を処罰しないことは、国家としての道徳的一貫性や権威を傷つけ、結果的に、国際的信用の失墜や軍事力を精神的側面から弱体化させ得るとの認識がその根底にはある<sup>2</sup>。こうした考えに立つのは、オーストラリア国防軍に限らない。米軍も、戦争法（武力紛争法又は国際人道法ともいう。）は建国以来軍隊の不可欠の要素であり、ストレスのかかる戦闘中に戦争法違反を防止する自己統制力は、団結して戦闘に勝利する上で必要な秩序と規律と同じものであると考えている<sup>3</sup>。

武力紛争法は、武力紛争の正当な目的である敵国軍隊の弱体化を許容しつつ、その惨禍を緩和することを目的としている。しかし、この実効性の確保は、敵対行為遂行の中核をなす戦闘員の行動、ひいては軍隊による組織的な違反行為防止の取組に大きく左右される。このことを裏付けるように武力紛争法関係条約は、履行確保の重要な手段の1つとして、軍隊構成員に武力紛争法を遵守させるための各種枠組を軍隊に構築するよう締約国に対して要求してきた。

たとえば、1899年及び1907年の陸戦法規慣例条約が軍隊に対して武力紛争法に適合する訓令を発出する義務を規定したことに始まり<sup>4</sup>、1949年ジュネーブ諸条約もまた、総指揮官を通じて条約の実施を確保する義務<sup>5</sup>及び教育実施義務

6を規定している。加えて、1977年のジュネーブ第1追加議定書<sup>7</sup>も、新たな兵器又は戦闘方法に対する合法性審査<sup>8</sup>、武力紛争法を遵守させる内部規律制度<sup>9</sup>、武力紛争法遵守確保のための命令等及び監督<sup>10</sup>、指揮官が法的助言を受けられる態勢の確保<sup>11</sup>、教育<sup>12</sup>並びに指揮官に対し武力紛争法違反行為防止義務を課すこと<sup>13</sup>を要求している。

こうした義務を確実に実施するためには、各国軍隊自ら平時より継続的に、新兵器、新たな作戦環境等を考慮に入れて武力紛争法解釈を深めるとともに、その遵守態勢を整備していくことが不可欠である<sup>14</sup>。とりわけ米国防総省は、こうした態勢整備に積極的であり、その制度は他国軍隊にとっても参考となる<sup>15</sup>。米国防総省の武力紛争法遵守の包括的な枠組は、国防総省指示「戦争法プログラム」（DoDD 2311.011, July 2, 2020）が提供している<sup>16</sup>。日米で締結している条約や国内法制度に違いはあるものの、米国防総省の統一的な武力紛争法遵守枠組を分析しておくことは、防衛省・自衛隊の全省的な取組として、今後、武力紛争法の適格な実施を検討する際にも有益であろう。

以上の観点から、本稿は、米国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の概要を整理、分析し、防衛省・自衛隊の武力紛争法関係施策への示唆を導出するものである。このため、以下の部分ではまず、米軍に適用される武力紛争法遵守関連の義務及び米国防総省の認識としての武力紛争法遵守の利点を整理し、米軍にとっての武力紛争法遵守の意義を明らかにする。次に、国防総省全体の取組である米国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の概要を整理し、国防総省戦争法作業部会の設置が持つ独自性を指摘する。そして、各軍省が同プログラムを実施するために設けた制度を、同作業部会構成員の母体となる法務総監等の役割に着目して整理、分析し、武力紛争法遵守制度たる国防総省戦争法プログラムが実効的に実施されるための重要な要素を導出する。最後に、以上から導かれる防衛省・自衛隊における武力紛争法遵守制度確立への示唆を述べる。

## 1 米国における武力紛争法遵守の意義

米軍において、武力紛争法遵守は、国内法及び国際法上の義務であるとともに、軍事的な利益をもたらすものと認識されている。

### (1) 武力紛争法遵守に関する米国の義務

武力紛争法を含む国際法は慣習法と条約からなるが、米国において慣習国際法はコモン・ローと同位であるため、慣習法化した武力紛争法は国内法的効力

を有する<sup>17</sup>。条約に関しては、締約国は一般に誠実に履行する義務を負う。米国が締結している武力紛争法関係条約に注目した場合、陸戦法規慣例条約が軍隊に対して条約に附属する陸戦規則に適合する訓令を発出するよう義務付けていることを始めとして、1949年ジュネーヴ諸条約<sup>18</sup>、ジュネーヴ諸条約第3追加議定書<sup>19</sup>、特定通常兵器使用禁止制限条約改正議定書 II<sup>20</sup>、武力紛争における児童の関与に関する選択議定書<sup>21</sup>もまた、条約の尊重の確保、条約の実施を確保するための措置をとる義務等をその締約国に課している。

## **(2) 武力紛争法遵守がもたらす利益**

米国防総省は、米軍に武力紛争法を遵守させることには、①軍事的有効性の強化、②敵による武力紛争法遵守の促進、③国民の支持及び政治的な正統性の維持の3つの利点があると認識している。

### **ア 軍事的有効性の強化**

武力紛争における敵対行為を規律する法である以上、武力紛争法に軍隊の行動を制限する側面があることは否めない<sup>22</sup>。しかしながら米国防総省は、精密な攻撃目標選定、精力集中<sup>23</sup>、軍事的利益の最大化、資源の保護、過度の付随的損害の回避、部隊の効率的運用等の軍事上の諸原則に鑑みて、武力紛争法と効果的な戦闘行動を追求する軍事ドクトリンが整合し、同法の遵守が軍事的有効性を強化するものと考えている<sup>24</sup>。

### **イ 敵による武力紛争法遵守の促進**

本来、自国が武力紛争法を遵守する義務は、相手が武力紛争法を遵守するかどうかには左右されない義務である<sup>25</sup>。しかしながら、一方の軍隊が被抑留者を人道的に扱うか否かということが相手方の抑留政策を左右することが現実にはあり得る。このため、敵による武力紛争法遵守を促進して米軍の要員を守るという観点からも、米軍が武力紛争法を遵守することには実際的な利益があるものと考えられている<sup>26</sup>。

### **ウ 国民の支持及び政治的な正統性の維持**

米国を含む民主主義国家においては、政治的な目的を達成するために軍事行動を起こす際、国民の支持が欠かせないが、武力紛争法違反はその支持を低下させる要因となり得る。また、国際社会においても、一方の武力紛争当事者が武力紛争法違反を行うことは、その軍事行動自体の正統性を損ない、他方の武力紛争当事者への国際社会の支持につながりかねない。対反乱作戦を遂行する場合には、武力紛争法違反が現地住民の人心の離反を招き、反乱鎮圧を困難にする可能性もある。このため、米国防総省は、武力紛争法違反を防止すること

に戦略上の利益があると評価している<sup>27</sup>。

## 2 国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の概要

武力紛争法は、指揮官に対して指揮下又は管理下にある者による武力紛争法違反行為を防止することを義務付けている<sup>28</sup>。このため、その一環として、武力紛争法に関する教育訓練、報告態勢の確立、違反行為に対する処罰を行うことが指揮官には要求されるが<sup>29</sup>、国際法はこれらを達成する具体的な方法まで指定しているわけではない。国防総省が、2020年7月2日に発簡した国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」は、こうした武力紛争法上の義務を具体化するものである<sup>30</sup>。

### (1) 国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の構成

本指示は、①戦争法遵守、②効果的な戦争法違反防止に係るプログラムの実施並びに③兵器及び兵器システムに対する合法性審査の実施を国防総省の方針として掲げるとともに（Section 1）、その違反行為防止に係るプログラムの実施に関する責任を定め（Section 2）、国防総省戦争法作業部会を設置し（Section 3）、この指示上の要報告事象に係る捜査・報告義務について規定（Section 4）するものである。この指示における要報告事象には、戦争犯罪、その他の戦争法違反及び軍事行動中の行為であって武力紛争中であれば戦争犯罪となり得る行為等が該当する（実行者及び被害者の国籍は問われない）。

### (2) 戦争法違反防止に係るプログラム実施の責任

本指示は、戦争法違反防止に係るプログラム実施に関して、国防総省法律顧問（General Counsel of the Department of Defense）<sup>31</sup>、政策担当国防次官（Under Secretary of Defense Policy）、国防情報局長（Director, Defense Intelligence Agency）、立法業務担当国防次官補（Assistant Secretary of Defense for Legislative Affairs）、広報業務担当国防長官補佐官（Assistant to the Secretary of Defense for Public Affairs）、国防総省構成組織の長、各軍省長官、統合参謀本部議長、戦闘軍司令官の責任を定めている<sup>32</sup>。

これらの責任は、①戦争法違反防止に係る国防総省全体の政策の主管（国防総省法律顧問）、②同政策の実施（国防総省構成組織の長、各軍省長官、統合参謀本部議長、戦闘軍司令官）、③同政策に対する多角的支援（政策担当国防次官、国防情報局長、立法業務担当国防次官補、広報業務担当国防長官補佐官）という観点から分類することができる。

## ア 戦争法違反防止に係る国防総省全体の政策を主管する責任

戦争法違反防止に係る国防総省全体の政策を主管する責任は、国防総省法律顧問に課せられている。

国防総省法律顧問はまた、①この政策に関する全般的な法的指針の策定、②国防総省内の権威的な見解である『国防総省戦争法マニュアル』の公表、③戦争法の問題についてイニシアチブをとって検討及び調整を行う国防総省戦争法作業部会議長の任命及び監督、④戦争法の教育訓練に関する国防総省構成組織の計画等の調整及び監督、⑤関係する計画、方針、指示及び交戦規定（Rules of Engagement: ROE）の審査<sup>33</sup>、⑥対外的な活動について戦争法の側面から指導すること、についても責任を負っている。

以上から、国防総省法律顧問が、同政策を主管する責任に付随する形で、戦争法解釈、戦争法上の問題を検討する態勢の整備、教育訓練の品質管理、戦争法上の問題を未然に防ぐための各種審査及び指導等、多岐にわたる責任を担っていることが分かる。

## イ 戦争法違反防止に係る政策の実施又は指導等を行う責任

戦争法違反防止に係る政策を実施する責任は、国防総省構成組織の長に課せられており、各軍省長官、統合参謀本部議長及び戦闘軍司令官には、さらに追加的な義務が規定されている。

国防総省構成組織の長は、①国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の方針の遵守、②戦争法の教育訓練の計画及び実施、③演習中又は作戦中の司令部からの法務官へのアクセスの確保、④請負業者に対する戦争法の遵守及び教育訓練の義務付け、について責任を負っている。

各軍省長官は、国防総省構成組織の長としての責任に加えて、国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」に基づき、次の事項について省内の方針及び手続を策定する責任を負っている。それは、①国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の効果的な実施、②戦争法の教育訓練の実施要領及び教育訓練用資料、③軍法会議対象戦争法違反事件の処理、④関係国防総省構成組織の長に対する要報告事象調査結果等の送付、⑤米国民又は請負業者による要報告事象の報告を国防総省法律顧問に対して送付すること、である。

統合参謀本部議長は、国防総省構成組織の長としての責任に加えて、①要報告事象の収集・捜査等に関する指針（戦闘軍司令官宛）の策定、②統合参謀本部における戦争法プログラム連絡窓口の指定、③関係する計画、方針、指示、統合ドクトリン及びROEの審査、④戦闘軍司令官に対する法的支援、について

責任を負っている<sup>34</sup>。このリストからは、統合参謀本部に対しては、特に軍事行動中の戦闘軍司令官に対する戦争法遵守関係の指導、助言等を担保することが期待されているように思われる。

戦闘軍司令官は、国防総省構成組織の長としての責任に加えて、①国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の効果的な実施、②要報告事象の報告、③戦闘軍司令部法務部の活用（助言、各種審査）、④下級部隊司令部及び構成部隊の実施する戦争法の教育訓練への支援、⑤司法省及び国防総省法律顧問に対する戦争法違反嫌疑等の事件の報告、について責任を負っている。これらの責任は、武力紛争法上の指揮官の義務との対応が見て取れる。

### ウ 戦争法違反防止に係る政策に関する多角的支援

戦争法違反防止に係る政策は、国防政策、秘密情報の取扱い、国内立法、広報活動等とも密接に関係する。このため、政策担当国防次官、国防情報局長、立法業務担当国防次官補、広報業務担当国防長官補佐官は、必要な場合には、それぞれ所掌する業務の観点から、助言、支援又は調整を実施する責任を負う。

戦争法違反を適切に処理するために機密性の高い情報へのアクセスが欠かせないことに鑑みれば、秘密情報に関する支援は重要である。①要報告事象に関する戦闘軍司令官への情報提供、②中央で要報告事象に関する防衛情報資料を収集するためのレポジトリの提供、③関係省庁、パートナー国政府等に対する要報告事象伝達のため機密の解除又は秘密情報の削除を行う国防総省構成組織に対する支援は、諜報・安全保障担当国防次官の権限、指示及び統制の下で、国防情報局長が担っている。

### (3) 国防総省戦争法作業部会の機能

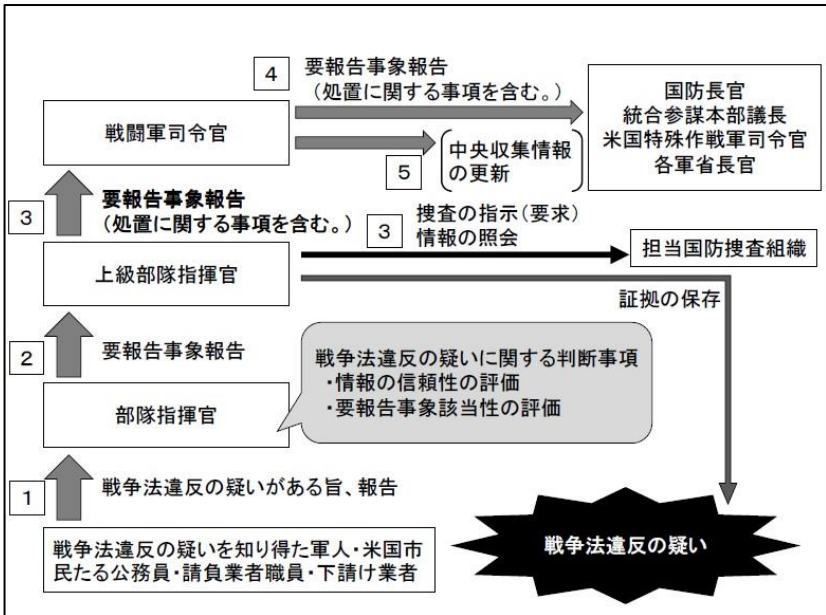
国防総省戦争法作業部会は、国防総省法律顧問の代表に加えて、各軍省法律顧問（General Counsel of each Military Department）、海兵隊総司令官法律顧問（Counsel of the Commandant of the Marine Corps）、各軍省法務総監（Judge Advocate General of each Military Department）、海兵隊総司令官法務部（staff Judge Advocate to the Commandant of the Marine Corps）、統合参謀本部議長法律顧問（Legal Counsel to the Chairman of the Joint Chiefs of Staff）から選出される代表によって構成される。同作業部会の任務は、①戦争法上の問題の調整及び取組の主導、②国防総省戦争法マニュアルの研究、準備、審査及び更新の支援、③その他の戦争法上の問題に対して都度対処すること、④戦争法違反防止プログラムに関する法的問題について国防総省法律顧問へ助言することである。

国防総省は、2015年6月に『国防総省戦争法マニュアル』<sup>35</sup>を出版した。このマニュアルは、同作業部会が中心となって作成したものであり、各軍種が作成してきた国際法マニュアルに関する長年の蓄積がその背景にある<sup>36</sup>。主要な国防総省構成組織の法律顧問と法務総監から代表者が集う常設の作業部会の存在は、国防総省内の法解釈を形作る上で、やはり重要な役割を果たしているものと見ることができよう。

#### (4) 要報告事象に係る捜査・報告義務の具体化

要報告事象の捜査・報告は、戦争法に関する教育訓練、指揮官が法的助言を受けられる態勢の確保、各種合法性審査とともに戦争法違反を防止するための重要な施策の1つである。本指示は、①全ての軍人、米国市民たる公務員、請負業者の職員及び下請け業者、②請負業者、③戦争法違反の申し立てに関する情報を得た部隊指揮官、④要報告事象報告を受けた部隊指揮官又は上級者、⑤戦闘軍司令官、という立場ごとに捜査・報告義務を具体化している。基本的な報告系統は、次のとおりである。

図 要報告事象の基本的な報告系統



出典：DoD Directive 2311.01, “DoD Law of War Program,” July 2, 2020 に基づき筆者作成。

なお、要報告事象報告は、図のような指揮系統以外の系統（例えば、憲兵、法務官、監察官）を通じて行うことができる。憲兵、法務官、監察官以外の者に対して行われた報告は、適当な場合には、受理されるとともに受領者の指揮系統を通じて直ちに報告されるものと定められている<sup>37</sup>。

### **(5) 武力紛争法上の義務に還元できない要素**

米国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」の構成から、同指示の重要性は、①国防総省として戦争法遵守の方針を掲げたこと、②各国防総省構成組織の長の責任を明文化したこと、③要報告事象に係る捜査・報告義務を具体化したこと、④国防総省戦争法作業部会の設置にあるといえることができる。

まず、①から③については、武力紛争法上の義務を再確認し各軍に命ずるものと理解できることから、これらの規定が重要であることは議論の余地はないであろう。他方、④のような作業部会の設置は武力紛争法上の義務ではない。このことに鑑みれば、国防総省がこうした作業部会を設置した意味を理解するためには、国防総省全体の制度設計も踏まえてよく吟味する必要があると思われる。

国防総省戦争法作業部会は、国防総省構成組織の法律顧問・法務総監等の代表によって構成されているが、各軍省において戦争法に関する助言を主に担当するのは、法務総監及びその監督を受ける法務官等である<sup>38</sup>。以下の項目においては、各軍省においては法務総監等、統合参謀本部においては統合参謀本部議長法律顧問の役割に注目してそれぞれの体制を見ていくこととしたい。

## **3 各軍省及び統合参謀本部における国防総省戦争法プログラム実施の体制**

### **(1) 陸軍省**

陸軍省は、国防総省戦争法プログラムの実施に関する統一した規則を制定していない。その代わりに、陸軍規則「法務官の法務業務」（AR 27-1, January 24, 2017）に同プログラムの実施に関する陸軍法務総監の責任を規定するという方法をとっている。

陸軍規則「法務官の法務業務」において、陸軍法務総監は、武力紛争法及び陸軍による国防総省戦争法プログラムの実施に関する第1の助言者（primary legal advisor）として全般的な法的助言及び指針を提供するものとされている。陸軍法務総監が提供する内容には、①米軍の要員が関係する戦争犯罪の嫌疑に関する報告、捜査、証拠収集及び評価、②作戦、構想及びROEの審査、③新兵



器の合法性審査、④戦争法訓練資料の準備、⑤武力紛争法について各級指揮官に対して助言を行う法務官の能力の保証、⑥占領地域及び避難民等の統治に関する法的助言及び指針の提供が含まれる<sup>39</sup>。

なお、陸軍の法務官等については、陸軍法務総監から法務系統で専門的な指示及び監督を受け、法令教育及び指揮官の法的補佐を実施することとされている<sup>40</sup>。このため、戦争法に関しても同系統を通じて陸軍法務総監の指示及び監督があると考えられる。実際、陸軍規則「陸軍の訓練及び指揮官養成」(AR 350-1, December 10, 2017)によれば、法務官等に対する法令教育及び陸軍における戦争法教育は、陸軍法務総監の所掌とされている<sup>41</sup>。

## (2) 海軍省

海軍省においては、国防総省戦争法プログラムを実施するため、海軍省長官が海軍省長官指令「海軍省戦争法プログラム」(SECNAVINST 3300.1C, May 28, 2009)を発出している。同指令は、海軍法務総監を当該プログラムの責任者とするとともに、海軍作戦部長（Chief of Naval Operations）及び海兵隊総司令官（the Commandant of Marine Corps）の責任、戦争法訓練に関する事項（根拠、重要な項目、個人訓練目標）並びに違反行為の報告及び処分に関して規定している<sup>42</sup>。この責任に基づき、海軍作戦部長は海軍作戦部長室指令「戦争法プログラム」(OPNAVINT 3300.1C, January 21, 2015)を発出し、海兵隊総司令官は海兵隊命令「海兵隊戦争法プログラム」(MCO 3300.4A, January 9, 2014)を発出し、各種責任を具体化するとともに教育訓練の基準を定めている。

海軍法務総監は「海軍戦争法プログラム」に基づき次の責任を割り当てられている。それは、①海軍省関係者が関わる要報告事象報告及び捜査報告書の中央保管場所の維持、②海軍省における戦争法プログラムの審査、③訓練プログラムの目的の公式化及びカリキュラム開発のため必要なリソースの特定、④詳細な戦争法知識が必要とされる法務官が適切な戦争法訓練を受けられるよう保証すること、⑤海軍作戦部長の計画、方針、出版物、訓練資料及びROEを審査することである<sup>43</sup>。

ここで、艦隊司令官等に対する法的補佐を行う法務官と海軍法務総監の関係を検討したい。海軍法務総監は海軍省長官に加えて海軍作戦部長に対する法的補佐を担っているが、海軍作戦部長の下には、さらに全世界で活動する艦隊等への法的支援を担う海軍法務コマンドという組織も設置されている。とはいえ、海軍法務コマンド司令官は海軍法務総監から完全に独立しているわけではな

い。それというのも、海軍法務コマンド司令官は、海軍副法務總監が兼務することとなっているからである<sup>44</sup>。つまり、海軍法務コマンドの下にある法務官もまた実質的に海軍法務總監の監督下にあると考えられる。

次に、海兵隊総司令官を補佐する法務部の戦争法プログラム実施上の役割について整理する。まず、「海兵隊戦争法プログラム」の主たる責任者は計画・方針・作戦担当副司令官（Deputy Commandant for Plans, Policies, and Operations）であり、海兵隊総司令官法務部は主たる責任者とされてはいない<sup>45</sup>。当該法務部の役割は、①「海兵隊戦争法プログラム」に関する法的指針の提供、②海兵隊本部が発出した作戦関係の計画等の監視、審査等、③戦争法関係の問題に関する他機関との調整、④海兵隊戦争法プログラムの定期的審査、⑤戦闘指揮官及び特定の任務につく将校に対する戦争法教育訓練及び法務官に対する戦争法教育訓練の計画等の立案、監視等、⑥計画・方針・作戦担当副司令官に対する支援、⑦戦争法教育訓練（入隊時訓練、学校教育、派遣前訓練）の開発、⑧法務官に対する戦争法教育訓練の開発及び実施、⑨海兵隊戦闘開発コマンドに対する支援、⑩海兵隊作戦部隊に対する支援、⑪海兵隊監察總監に対する支援である<sup>46</sup>。

### **(3) 空軍省**

空軍省は、国防総省戦争法プログラムを実施するため、空軍方針指示「作戦と国際法」（AFPD 51-4, July 24, 2018）及び空軍指令「戦争法」（AFI 51-401, August 3, 2018）を定め、米空軍における戦争法違反防止措置の具体化を図っている。

まず空軍方針指示「作戦と国際法」は、国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」に基づく空軍指令の発簡及び解釈並びに空軍内における「国防総省戦争法プログラム」実施を主管する責任を空軍法務總監に課している。この責任に基づき、空軍法務總監は、空軍において、①戦争法の内容及び戦争法上の義務に関する包括的な助言、②ドクトリン開発並びに演習及び作戦の計画立案及び実施の間、関係司令部において戦争法に関する助言を提供する法務官を利用可能にすること、③要報告事象報告に関して指揮官を支援すること、④空軍の活動に対する定期的な審査及び評価を行うこととされている<sup>47</sup>。

次に空軍指令「戦争法」は、空軍省において空軍方針指示「作戦と国際法」を主管する責任が空軍法務總監にあることに言及した上、①戦争法訓練資料の準備の監督、②要報告事象の空軍内中央収集所としての役割、③法務官等に対する戦争法訓練の監督、審査及び評価、④司令部法務部との調整及び連携を、

空軍作戦・国際法部の所掌としている<sup>48</sup>。

なお、空軍においても法務官等は武力紛争法に関する助言及び計画等の審査を行うが、法務業務全般について法務系統を通じて空軍法務総監の専門的観点から監督を受けることとなっている<sup>49</sup>。

#### **(4) 統合参謀本部**

統合参謀本部は、国防総省戦争法プログラムを実施するため、統合参謀本部議長指令「国防総省戦争法プログラムの実施」（CJCSI 5810.01D, April 30, 2010）を发出している。この指令により、統合参謀本部議長法律顧問は、当該プログラムに関する統合参謀本部の主たる連絡窓口と定められている<sup>50</sup>。また、同法律顧問は、これに加え、①統合参謀本部が发出予定の計画、指示、命令及びROEの審査、②戦闘軍司令官から提出された計画、指示、命令及びROEの審査、③国防総省戦争法作業部会に代表を送ることについても責任を負う<sup>51</sup>。

なお、統合参謀本部法律顧問の基本的な役割は、あらゆる法的問題について統合参謀本部議長、統合参謀本部副議長、各部長及び職員に助言することであるが、統合参謀本部議長が戦闘軍司令官のスポークスパーソンでもあることから、戦闘軍司令官の法務部に対しても頻繁に助言と支援を行う<sup>52</sup>。

#### **(5) 国防総省法務組織の「努力の統一」**

ここまで、各軍省及び統合参謀本部における国防総省戦争法プログラム実施の体制を法務総監等の役割に注目して確認してきた。その結果、海軍省及び空軍省における当該プログラム実施の責任は各法務総監にあり、統合参謀本部においては法律顧問が主たる連絡窓口とされていることが確認できた。その一方で、陸軍省ではその実施のための指示等を個別には出しておらず、海兵隊において実施の主たる責任者と定められているのは、海兵隊総司令官法務部ではなく、計画・方針・作戦担当副司令官であった。このように、同プログラム実施のための制度設計は必ずしも共通しているわけではないように思われる。

他方、各法務総監等の法務業務一般の責任も含めて広く確認したところ、戦争法に関する内容も含めて、部隊等の法務部に対する監督、支援、調整等、法的支援の方向性を統一させる取組が行われていることについては共通しているようであった。こうした取組の普遍性は、国防総省の武力紛争法遵守制度である国防総省戦争法プログラムにおいて、法解釈の一貫性が重要視されていることの証拠と言えるであろう。これは、国防総省の法務組織において、「努力の統一（Unity of Effort）」が作戦に対する法的支援を実施する上で重要な要素と認識されていることとも一致する<sup>53</sup>。

以上から、国防総省戦争法プログラムを法解釈の一貫性を目指した法務組織の「努力の統一」に配慮した制度であると見る場合、国防総省戦争法作業部会もこうした「努力の統一」の一環と理解することができると考えられる。

#### 4 軍隊における一貫した法解釈の重要性と課題

上述のように、国防総省戦争法作業部会の意義は、法解釈の一貫性を目指した法務組織の「努力の統一」にあると言える。こうした取組が防衛省・自衛隊の参考となるか否かを判断するためには、法解釈の一貫性が、自衛隊を含めた軍隊の武力紛争法遵守にとってどのような重要性を持つのかという点を見極めなければならない。

##### (1) 軍隊にとって必要な武力紛争法解釈

現代国際法においては、国家に限らず、個人もまたその法主体となり得る。特に武力紛争法に関して言えば、戦闘員及び文民がその支配の下にあることは、1977年のジュネーブ第1追加議定書において明文で確認されている<sup>54</sup>。実際、軍隊が重大な武力紛争法違反行為（戦争犯罪）を行った場合、国家が賠償責任を負うだけでなく<sup>55</sup>、命令した者、実行した者、戦争犯罪が行われていると認識していたにも関わらず抑止しなかった上官等といった個人もまた刑事責任を負うこととなる<sup>56</sup>。

国家だけでなく軍隊構成員個人の責任を考慮して違反行為防止措置を検討するならば、各軍隊構成員が武力紛争法上の義務を踏まえて実際にどのように敵対行為を遂行すべきなのかという着眼が重要となる。しかし、このために必要となる武力紛争法解釈は多岐に渡る。なぜなら、武力紛争法は各紛争当事者の多様な実態を包含し得る形で義務や禁止を課しているからである。これを、指揮官、幕僚、兵士等の判断及び行動に適用するためには、各部隊及びそこに所属する者それぞれの任務並びに作戦環境まで視野に入れて、すなわち、作戦・戦術レベルにまで踏み込んで法解釈を行う必要がある。

では、作戦・戦術レベルでの適用を重視した法解釈はどのように行われるべきであろうか。指揮官は軍事行動に伴い様々な権限を持つが、武力紛争法は、法の詳細な内容が明らかでない場合に、指揮官が単独で勝手に判断することを戒めてきた<sup>57</sup>。もし軍隊内部で一貫した武力紛争法解釈がない場合には、指揮官による勝手な判断を招きかねないであろうし、部隊の間で異なる武力紛争法解釈をしていたことによって恣意的な判断をしたと疑われることも起こり得るであろう。さらに、部隊と軍上層部が武力紛争法解釈を共有していない場合

には、上層部は部隊の行動について十分な説明責任果たせないことも懸念される。したがって、武力紛争法解釈については、作戦・戦術レベルに関する事項であっても、紛争当事者の軍隊全体として一貫性のあるものでなければならないと認識すべきである。

## （2）武力紛争法解釈の一貫性確保における困難

武力紛争法解釈の一貫性を確保する上での困難は、まず、武力紛争法が持つ規定そのものの曖昧さ（合理的に解釈しても複数の解釈が並立し得ること）にある。武力紛争法は慣習法及び条約からなるが、一般慣行と法的確信によって成立する不文の慣習国際法は、その性質上どうしても曖昧さが伴うものである。また、明文で書かれた条約であったとしても、そこに書かれる原則及び規則は、多くのケースに適用可能なようにある程度一般化した表現が用いられるのが通常である。また、条約起草時には想定されなかったために条約の適用対象となるか否かについて検討を要するケースというものもあり得る<sup>58</sup>。

武力紛争法、ひいては法そのものが持つこのような性質からすれば、十分な教育訓練を受けた法務官の間で解釈が異なることも特におかしなことではない。とはいえ、各法務官がそれぞれ異なる助言<sup>59</sup>をすれば、軍隊としての一貫した法解釈が損なわれることから、なんらかの形で法解釈を調整し統一させる仕組みはどの軍隊にも不可欠となるだろう。

## （3）防衛省・自衛隊への適用

防衛省・自衛隊において、一貫性のある武力紛争法解釈を実現するために調整の仕組みが必要であると考えられる場合、考察の端緒としてまず目を向けるべきは、防衛省・自衛隊が迅速かつ効果的な任務遂行のために採用している統合運用体制であろう。

統合運用体制の重要な点は、①統合幕僚長が軍事専門的観点から防衛大臣を一元的に補佐すること、②自衛隊に対する防衛大臣の指揮が統合幕僚長を通じて行われるとともに、同幕僚長によって自衛隊に対する防衛大臣の命令が執行されること、③部隊運用の責任がフォース・ユーザーである統合幕僚長にある一方で、部隊運用以外の責任（人事、教育、統合訓練を除く訓練、防衛力整備等）は陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長にそれぞれ残されていることにある<sup>60</sup>。これを武力紛争法解釈の統一という観点から見た場合、①については、政策的見地から大臣補佐を行う内局と統合幕僚監部との間で調整の枠組が必要となることが予想される。また、武力紛争法に従った部隊運用を実現するためには平素からの人事、教育訓練及び防衛力整備もそれに合致させることが不

可欠であることに鑑みて、②と③との関係からは、統合幕僚長と陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長との調整の枠組も必要となることが予想される。

これらの調整は、内容的には、前者に関しては政府の方針と軍事専門的考え方との整合を図りつつそれを踏まえて武力紛争法解釈を調整するという手続となるであろうし、後者に関しては各軍種の武力紛争法の考え方を調整するという手続になるであろう<sup>61</sup>。どちらにしても、実際に部隊が行動している武力紛争の最中に臨時にかつ短期間で全ての調整を行うことは難しいであろうから、平素から内局及び各幕僚監部の間で常設の調整の枠組を作っておくことが望ましい。ある程度想定される法的課題について、このような枠組を通じてあらかじめ検討し、防衛省・自衛隊の見解を整理しておくことは、行動時の作戦に関する意思決定の迅速化にもつながり得るはずである。その際には、防衛省・自衛隊による武力紛争法の統一的解釈の基礎となる武力紛争法マニュアルとして、これを教育訓練と実務参考資料のどちらにも活用可能な形で編纂することが効率的である<sup>62</sup>。また、武力紛争法教育資料の整備は、1949年ジュネーブ諸条約が課す平時の武力紛争法教育実施義務を実施していることの証拠と認識されてきたことから、防衛省・自衛隊として武力紛争法マニュアルを作成する場合には公開（特に、国際社会に向けて英語でも公開）することが望ましいであろう。

## おわりに

本研究は、武力紛争法履行確保の重要な手段の1つである軍隊の武力紛争法遵守枠組を構築する各国の取組の一例として、米国防総省指示「戦争法プログラム」及びそれに基づく各軍省の制度について整理と考察を試みた。その結果、同プログラムが、武力紛争法上の義務を再確認して各軍に実施するよう命ずるものであるとともに、国防総省戦争法作業部会の設置等を通じて法解釈の一貫性を目指した「努力の統一」を図る枠組を作り出していることが明らかとなった。

軍隊として一貫した武力紛争法解釈を持つことは、武力紛争法と一致する作戦行動を行い、かつ組織的に説明責任を果たす観点から、どの軍隊にとっても重要であると言え、米軍だけでなく、防衛省・自衛隊にとっても検討すべき重要な課題である。そのような作戦行動を行う上で不可欠な意思決定を遅延させないためにも、統合運用体制を支える内局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の間で平素から常設の法解釈調整枠組を構築し

ておくことが望ましい。その上で、武力紛争法マニュアルを対外的に公開すれば、防衛省・自衛隊の教育訓練資料兼実務参考資料として活用されるだけでなく、同法の国内実施の証拠となり得ることに加え、同盟国等の外国軍隊との相互運用性の向上にも資する可能性がある<sup>63</sup>。

防衛省・自衛隊が以上のような取組を推進する場合には、米国の実践は多くの示唆を与えるものとなるであろう。

（2021年2月26日受付）

---

<sup>1</sup> Australian Government Department of Defence, *The Inspector-General of the Australian Defence Force Afghanistan Inquiry*, 2020, <https://afghanistandinquiry.defence.gov.au/>.

<sup>2</sup> Inspector-General of the Australian Defense Force, Inspector-General of the Australian Defence Force Afghanistan Inquiry Report, 2020, pp41-42.

<sup>3</sup> Office of General Counsel, Department of defense, *Department of Defense Law of War Manual*, June 2015 (Updated December 2016), p. ii [hereinafter *DoD Law of War Manual*].

<sup>4</sup> 陸戦法規慣例条約第1条。

<sup>5</sup> 1949年ジュネーブ第1条約第45条；1949年ジュネーブ第2条約第46条。

<sup>6</sup> 1949年ジュネーブ第1条約第47条；1949年ジュネーブ第2条約第48条；1949年ジュネーブ第3条約第127条；1949年ジュネーブ第4条約第144条。

<sup>7</sup> 本稿で取り上げる米国は、1977年ジュネーブ第1追加議定書の締約国ではないため条約そのものは適用されないが、慣習法化した原則及び基本的な規則については米国に対しても拘束力を有する。*DoD Law of War Manual*, p. 37. 米国は、同議定書の一定の規定が慣習国際法を反映したもの又は前向きな新発展であり、やがて慣習国際法の一部となるべき内容を示したものと認識を示している。Martin P. Dupuis, John Q. Heywood and Michèle Y.E. Sarko, “The Sixth Annual American Red Cross-Washington College of Law Conference on International Humanitarian Law: a Workshop on Customary International Law and the 1977 Protocols Additional to the 1949 Geneva Conventions,” *American University International Law Review*, Vol. 2, Issue 2, 1987, p. 421. なお、米国防総省は、兵器の合法性審査を慣習国際法とは認めていないものの政策として実施している。*DoD Law of War Manual*, p. 337.

<sup>8</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第36条。

<sup>9</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第43条。

<sup>10</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第80条。

<sup>11</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第82条。

<sup>12</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第83条。

<sup>13</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第87条。

<sup>14</sup> たとえば近年においても、自律機能を有する兵器システムの適法性が国際的な議論的となるとともに、サイバー空間及び宇宙空間といった作戦領域の拡大に伴って、新たな領域でのオペレーションに適用可能な国際法の模索が続けられている。

<sup>15</sup> たとえば、米国防総省はすでに、兵器システムの自律機能に関する方針を明確にするとともに、兵器に対する合法性審査の対象をサイバー兵器・サイバー能力にまで拡大している。また、『米国防総省戦争法マニュアル』においてサイバー・オペレーション及び

宇宙戦に適用可能な武力紛争法の解釈を示している。こうした取組は、米軍内での武力紛争法遵守の確保という観点からも、国際的な議論において米国がイニシアチブをとるという観点からも重要な意味を持ち得る。ただし、武力紛争法の履行確保というより大きな観点から見た場合、米軍による武力紛争法遵守に向けた諸施策の推進が賞賛されるべきものである一方で、戦争犯罪処罰に関連した実際の対応においてたびたび批判を受けているということもまた留意しておく必要があるだろう。例えば、米国は、アフガニスタンにおける戦争犯罪容疑で訴追された米軍関係者を赦免するとともに、米軍によるアフガニスタンでの戦争犯罪の捜査をしている国際刑事裁判所の職員に対して制裁を科す大統領令を発した。国際刑事裁判所及び人権団体は、こうした米国の動きを批判しており、欧州連合も「深刻な懸念」を表明している。「トランプ氏、米軍の戦争犯罪捜査のICC職員に制裁」BBC NEWS、2020年6月12日、<https://www.bbc.com/japanese/53018550>。

<sup>16</sup> 米国防総省は、同省の戦争法遵守を維持するために、①兵器の合法性審査、②抑留・尋問政策、③戦争法に関する知識の周知、④身分証明書に関する指示、指令及びマニュアルを発簡している。①については、DoD Directive 5000.01, “The Defense Acquisition System,” May 12, 2003, as amended; DoD Directive 3000.03E, “DoD Executive Agent for Non-Lethal Weapon (NLW) and NLW Policy,” April 25, 2013, as amended; DoD Directive 3000.09, “Autonomy in Weapons Systems,” November 12, 2012, as amendedが規定されており、②については、DoD Directive 2310.01E, “DoD Detainee Program,” August 19, 2014, as amended; DoD Directive 3115.09, “DoD Intelligence Interrogations, Detainee Debriefings, and Tactical Questioning,” October 11, 2012, as amendedが規定されている。③に関しては、*DoD Law of War Manual* が作成されており、④に関しては、DoD Instruction 1000.01, “Identification (ID) Cards Required by the Geneva Conventions,” April 7, 2017 が規定されている。

<sup>17</sup> *DoD Law of War Manual*, p. 39.

<sup>18</sup> ジュネーブ諸条約共通第1条。

<sup>19</sup> ジュネーブ第3追加議定書第1条。

<sup>20</sup> 特定通常兵器使用禁止制限条約改正議定書II第14条。

<sup>21</sup> 武力紛争における児童の関与に関する選択議定書第6条第1項。

<sup>22</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第35条第1項。

<sup>23</sup> 精力集中の原則とは、来るべき次の紛争のための戦力温存を目的として、紛争当事者のもつ戦力源を紛争の早期終結に必要な最小限度にまで抑えることを求める経済効率的要請をいう。これは、武力紛争法上も、軍事的必要性として人道性と双璧を規範理念と位置付けられている。黒崎将広「第16章 国際人道法」山形英郎編『国際法入門——逆から学ぶ〔第2版〕』(法律文化社、2018年)219頁。

<sup>24</sup> *DoD Law of War Manual*, p. 1073.

<sup>25</sup> 武力紛争犠牲者の保護について定めるジュネーブ諸条約は、総加入条項を排除している。1949年ジュネーブ諸条約共通第2条。

<sup>26</sup> *DoD Law of War Manual*, pp. 1073-1074.

<sup>27</sup> *DoD Law of War Manual*, pp. 1074.

<sup>28</sup> *DoD Law of War Manual*, pp. 1177-1178.

<sup>29</sup> *DoD Law of War Manual*, pp. 1178-1179.

<sup>30</sup> 本指示は、国防長官府 (the Office of Secretary of Defense)、各軍省 (the military departments)、統合参謀本部事務局 (the Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff) 及び統合参謀部 (the Joint Staff)、戦闘軍 (the Combatant Command)、国防総省監察総監室 (the Office of the Inspector General of the Department of Defense)、各局 (the Defense Agencies)、現業部門 (the DoD Field Activities) 並びに国防総省内のその他の全ての組織体 (本指示において「国防総省構成組織」(DoD Components) と総称する。) に対して適用される。国防総省指示「国防総省戦争法プログラム」は、これら



で何度か発出されているが、2020年9月23日現在、内容が確認できるものには、DoD Directive 2311.01, “DoD Law of War Program,” July 2, 2020 の他、DoD Directive 5100.77, “DoD Law of War Program,” July 10, 1979; DoD Directive 5100.77, “DoD Law of War Program,” December 9, 1998; DoD Directive 2311.01E, “DoD Law of War Program,” May 9, 2006 (Incorporating Change 1, November 15, 2010, Certificated Current as of February 22, 2011) がある。また、内容は確認できないものの、DoD Directive 5100.77, “DoD Program for the Implementation of the Law of War (Short Title: DoD Law of War Program),” November 5, 1974 が存在したことは、1979年7月10日の国防総省指示において確認できる。2020年の改正では、構成が変更されたが、実質的な内容に大きな変化はない。

<sup>31</sup> 国防総省法律顧問は、文民であり、大統領が任命する国防総省の最高位の法務官である。国防総省法律顧問は、国防総省の法的問題及び国防総省内で実施される法律業務に関する助言を国防長官、国防次官及び国防長官府の組織に対して行うとともに、国防総省内で実施される全法律業務を監督し、国防総省行動基準計画の方針を策定し監督する。国防総省法律顧問はまた、主要な軍事行動において生じた国際法上の問題、国防総省戦争法プログラム、兵器審査の合法性等について助言を行う。Joint Publication 1-04, *Legal Support to Military Operations*, p. vii.

<sup>32</sup> 国防総省構成組織は、合衆国法典第10編111条に規定されている。組織図については、U.S. Department of Defense, Annual Performance Plan Fiscal Year 2021, 2020, p. iv. 参照。国防長官府の組織については、“Office of the Secretary of Defense,” U.S. DEPT OF DEFENSE, <https://www.defense.gov/Our-Story/Office-of-the-Secretary-of-Defense/> 参照。

<sup>33</sup> 米軍において、関係する計画等について戦争法遵守の観点から審査を行うことは、後の項目においても記載しているとおり、各法律顧問、各軍省法務総監及び各級司令部法務部に対して明文で任務付与されている。これに対して、防衛省・自衛隊においては、政令及び省令によって、各首席法務官及び法務官に対して、「例規案その他特に命ぜられた重要な文書の審査に関すること」（法規審査）を課すという形をとっている。このことから、武力紛争法の観点から計画等の審査を実施する法的枠組は自衛隊にもあると言える一方で、どのような文書について法規審査を行うべきかについては、政令及び省令上具体化されていない。よって、武力紛争法の観点から法規審査を行うことは、理論上、文書の発簡権を有する各幕僚長及び各司令官等の判断で可能である。とはいえ、武力紛争法の知識を持って適切に法規審査を行うことのできる者を首席法務官及び法務官に継続的に配置するためには、組織的な人事管理が必要となる。実効性の確保という観点から見れば、法規審査の問題は、個々の文書発簡権者に全て委任するとなく、首席法務官及び法務官に対して作戦時にどのような任務を付与すべきかという観点から、全省的に検討することが必要であろう。防衛省組織令（昭和29年政令第178号）第72条第3項第2号、104条第3項第3号、132条第3項第2号及び160条第3項第2号；陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和29年総理府令第62号）第24条第3項第3号、第54条第3項第3号及び第73条第3項；航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第10号）第18条の2第3項第2号、第29条の13第3項第2号、第57条の14第3項第2号。

<sup>34</sup> 本国防総省指示の実施に関して統合参謀本部議長が発簡した指令については、CJCSI 5810.01D, “Implementation of the DoD Law of War Program,” April 30, 2010.

<sup>35</sup> *DoD Law of War Manual*. 最新版は、2016年12月更新のもの。マニュアル本文は1193頁に及ぶ。戦争法の諸原則、戦争法の適用、戦争法上の人の分類、敵対行為の遂行、兵器、傷者・病者・難船者・死者・医療サービス、抑留（概観及び基準となる規則）、捕虜、紛争当事者の支配下にある文民、軍事占領、交戦者間の非敵対的關係、海戦、空戦・宇宙戦、中立法、サイバー・オペレーション、非国際的武力紛争、戦争法の実施及び強

制、条約等に関する注解に関して幅広く米国防総省の権威的見解を示している。

<sup>36</sup> *DoD Law of War Manual*, pp. iii-vi.

<sup>37</sup> 米軍の指揮系統については、Joint Publication 1, *Doctrine for the Armed Forces of the United States*, March 25, 2013 (incorporating Change 1: July 12, 2017), p. II-10, Figure II-3 参照。

<sup>38</sup> 陸軍省法律顧問は大統領が任命する文民の法律家であり、陸軍における最上位の法務官。陸軍省法律顧問は、陸軍長官、陸軍次官、陸軍次官補及びその他の陸軍長官室の職員  
の顧問を務め、陸軍長官のため、法律業務に関する陸軍の政策を策定・運営するとともに、法的問題・政策・手続に関する陸軍の立場を決定する。陸軍省法律顧問は、法的問題・政策・手続に関して陸軍の全法律家に対して専門的指針を提供する。他方、陸軍法務総監は、陸軍参謀総長、陸軍参謀本部の幕僚及び陸軍の構成員に対する法の助言者であり、陸軍法律顧問と連携して陸軍長官及び陸軍長官室に対する軍人の立場から法的助言を行う。 Headquarters, department of the Army, “General Orders No. 26: Responsibility for Legal Services,” May 15, 1988. なお、陸軍省の組織については、Association of the United States Army, Profile of the United States Army, 2020, p. 10, <https://www.ausa.org/sites/default/files/publications/Profile-of-the-United-States-Army-2020.pdf> 参照。海軍省においては、文民の法律家である海軍省法律顧問（大統領によって任命される。）及び海兵隊総司令官法律顧問と軍人の法律家である海軍法務総監及び海兵隊総司令官とは、取り扱う業務の分野が区別されている。海軍省法律顧問は、政府契約法（Government Contract Law）、不動産法（Real Property Law）、会計法（Fiscal Law）、知的財産法（Intellectual Property Law）、エネルギー（Energy）、軍備管理（Arms Control）を所掌する。これに対し、海軍法務総監は、軍事司法（Military Justice）、作戦法規・国際法（Operational and International Law）、行政法（Administrative Law）、軍人への法的支援（Legal Assistance for Military Personnel）、連邦不法行為請求権法（Federal Tort Claims Act）、海事法（Admiralty Law）及び海洋法（Law of the Sea）を所掌する。また、海兵隊総司令官法律顧問は、環境法を含む商法（business and commercial law including environmental law）、土地利用（land use）、文民要員法（civilian personnel law）、調達（procurement）及び会計法（fiscal law）、公務員倫理（government ethics）並びに海軍省法律顧問の主管する他の全ての事項について包括的かつ適時の法的助言を行うことを通じて海兵隊総司令官を補佐するとともに海兵隊司令部及び海兵隊を支援することを任務とする。そして、海兵隊総司令官法務部は、海兵隊の部隊の即応性を促進するとともに海兵隊の任務完遂に資するため適時に効果的かつ適切な法的助言を指揮官、海兵隊員及びその家族に提供して支援することを任務としている。 Department of Navy, Office of the General Counsel, “Summer Law Clerk Program,” p. 4, <https://www.secnnav.navy.mil/OGC/Documents/DON%20OGC%20Recruiting%20Brochures%20-%202020.pdf>; “Office of Counsel for the Commandant of the Marine Corps,” Marines, <https://www.hqmc.marines.mil/Agencies/Counsel-for-the-Commandant/>; “Judge Advocate Division, Headquarters, U.S. Marine Corps,” Marines, <https://www.hqmc.marines.mil/sja/>. なお、海軍省の組織については、“U.S. Navy Organizational Chart,” Proceedings, May 2020, <https://www.usni.org/magazines/proceedings/2020/may/us-navy-organizational-chart> 参照。海兵隊の組織については、“U.S. Marine Corps Organization,” Proceedings, May 2020, <https://www.usni.org/magazines/proceedings/2020/may/us-marine-corps-organization> 参照。空軍省法律顧問は、大統領に任命される文民の法律家である。空軍法律顧問の法的意見は、空軍省の考え方をコントロールする。空軍法律顧問は空軍の全構成要素に対して法的助言と支援を与えるが、最も重要な任務・責任は空軍省長官及びその主要な補佐官と緊密な関係を結び、空軍省長官の法律事務所として効果的な解決策に向け慎重に検討した現実的な助言を行うことである。これに対して、空軍法務総監は、空軍参謀総長、空軍参謀本部の幕僚及び空軍の指揮官に対して、独立して法的助言を行うとともに、空軍省する助言を行う法律

顧問と連携して空軍省長官に対して助言を行う。なお、空軍においては、法律顧問と法務総監は多くの任務分野を共有しているが、武力紛争法に関しては、空軍法務総監が中心（focal point）となるよう定められている。“SAF/GC,” The Department of the Air Force General Counsel, <https://www.safgc.hq.af.mil/>; AFPD 51-1, “The Air Force Judge Advocate General’s Corps,” November 14, 2018, p. 4; HMFMD1-14, “The Air Force Judge Advocate General’s Corps,” December 29, 2016, pp. 16-27. なお、空軍省の組織については、AFVA38-104, HQ USAF Organization Chart, [https://static.e-publishing.af.mil/protection/1/af\\_a1/publication/afva38-104.pdf](https://static.e-publishing.af.mil/protection/1/af_a1/publication/afva38-104.pdf) 参照。統合参謀本部に関しては、法務総監はなく法律顧問（Legal Counsel）のみが置かれている。ただし、他の法律顧問と異なり、統合参謀本部議長法律顧問は、将校（准将）である。統合参謀本部議長法律顧問は、統合参謀本部議長、同副議長、各部門長及び統合参謀本部の幕僚に対し、あらゆる法的問題について助言を提供する。同法律顧問は独立して助言を行うことができ、国防総省の将校又は職員はこれを妨げることができないとされている。Joint Publication 1-04, *Legal Support to Military Operations*, p. I-3. なお、統合参謀本部の組織については、“Joint Staff Structure,” Joint Chiefs of Staff, <https://www.jcs.mil/Leadership/>参照。

<sup>39</sup> Army Regulation 27-1, “Judge Advocate Legal Services,” January 24, 2017, p. 5.

<sup>40</sup> *Ibid.*, pp. 1, 10-11.

<sup>41</sup> Army Regulation 350-1, “Army Training and Leader Development,” December 10, 2017, p. 26.

<sup>42</sup> SECNAVINST 3300.1C, “Department of the Navy Law of War Program, May 28, 2009, p. 4.

<sup>43</sup> OPNAVINST 3300.52A, “Law of War Program,” January 21, 2015, p. 5.

<sup>44</sup> “Organization,” U.S. Navy Judge Advocate General’s Corps, <https://www.jag.navy.mil/organization.htm>.

<sup>45</sup> 計画・方針・作戦担当副司令官は、①海兵隊の作戦に係る全ての計画等に対する海兵隊総司令官法務部の審査の確保、②海兵隊戦争法プログラムに係る海兵隊の方針、計画及び訓練の全般調整、承認及び普及について責任を負う。MCO 3300.4A, “Marine Corps Law of War Program,” January 9, 2014, pp. 5-6.

<sup>46</sup> MCO 3300.4A, pp. 6-7.

<sup>47</sup> AFPD 51-4, “Operations and International Law,” July 24, 2018, pp. 4-5.

<sup>48</sup> AFI 51-401, “The Law of War,” August 3, 2018, p. 5.

<sup>49</sup> AFI 51-101, “The Air Force Judge Advocate General’s Corps (AFJAGC) Operations, Accessions, and Professional Development,” November 29, 2018, p. 19.

<sup>50</sup> CJCSI 5810.01D, “Implementation of the DoD Law of War Program,” April 30, 2010, p. 3.

<sup>51</sup> CJCSI 5810.01D, p. 3.

<sup>52</sup> Joint Publication 3-84, *Legal Support*, August 2, 2016, p. I-3.

<sup>53</sup> Joint Publication 3-84, p. I-1.

<sup>54</sup> 1977年ジュネーブ第1追加議定書第1条。

<sup>55</sup> 1977年ジュネーブ条約第1追加議定書第91条。

<sup>56</sup> 1949年ジュネーブ第1条約第49条；1949年ジュネーブ第2条約第50条、1949年ジュネーブ第3条約第129条；1949年ジュネーブ第4条約第146条；1977年ジュネーブ第1追加議定書第86条。

<sup>57</sup> 陸戦法規慣例条約前文。

<sup>58</sup> *See also*, Karl Chang, “The DoD Law of War Manual: Why, What, and How,” Michael A. Newton ed., *The United States Department of Defense Law of War Manual: Commentary and Critique*, Cambridge University Press, 2019, p. 30.

<sup>59</sup> なお、防衛省・自衛隊の法務官等も、指揮官に対する法的補佐及び幕僚等に対する法律支援を行っているが、これは、所属する幕僚監部又は司令部等の「所掌事務の遂行に

必要な法令の調査及び研究に関すること」という所掌事務に基づくものである。防衛省・自衛隊において、法務官等に対して助言する義務それ自体は明文で課されておらず、また、武力紛争法上の問題に関して法務官に助言を求めることも、米軍とは異なり、規定されていない。防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号）第 72 条第 3 項第 3 号、104 条第 3 項第 4 号、132 条第 3 項第 3 号及び 160 条第 3 項第 3 号；陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則（昭和 29 年総理府令第 62 号）第 24 条第 3 項第 4 号、第 54 条第 3 項第 4 号及び第 73 条第 3 項；航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第 10 号）第 18 条の 2 第 3 項第 3 号、第 29 条の 13 第 3 項第 3 号、第 57 条の 14 第 3 項第 3 号。

<sup>60</sup> 防衛省『令和 2 年版 日本の防衛—防衛白書—』2020 年、211 頁、図表 II-2-5。

<sup>61</sup> 米軍においても、各軍種は異なる文化を持つとともに作戦を行う領域も異なるため、戦争法観も異なるという。また担う役割によっても、各法務官等が法解釈において重視する点は異なってくるということである。例えば、作戦の際に助言を行う法務官等は指揮官の適法な選択肢をできるだけ見出そうという姿勢で曖昧さを許容する傾向にあるのに対して、武力紛争法教育を行う教官は被教育者にとって理解しやすいよう明確する傾向にある。“U.S. and International Perspectives on the New U.S. Department of Defense Law of War Manual, Remarks by Karl Chang,” *Proceedings of the Annual Meeting (American Society of International Law)*, Vol. 110 (March 30–April 2, 2016), p. 115.

<sup>62</sup> 実際、既に紹介した米軍の *DoD Law of War Manual* に限らず、我が国と 2 国間の防衛関係協定を締結している米軍以外の他国軍隊（イギリス軍、オーストラリア軍、カナダ軍、フランス軍）も、武力紛争法マニュアルを作成し、公開している（ただし、インドの状況は不明。）。Director-General, Joint Doctrine and Concepts Centre, *JSP 383: The Joint Service Manual of the Law of Armed Conflict*, 2004; Australian Defence Force Warfare Centre, *Executive Series ADDP 06.4: Law of Armed Conflict*, 2006; Ministère de la Défense, *Manual de Droit des Conflits Armés*, 2012; The Office of Judge Advocate General, *B-GJ-005-104/FP-021: The Law of Armed Conflict at the Operational and tactical Levels*, 2001.

<sup>63</sup> *See also*, Karl Chang, “The DoD Law of War Manual: Why, What, and How,” p. 30.